

○北杜市優良建設工事施工業者表彰要綱

令和2年8月7日

告示第82号

(目的)

第1条 この告示は、北杜市（以下「市」という。）が発注する建設工事を高度な技術と献身的な努力により優れた成績で完成した施工業者を表彰することにより、建設技術の向上及び建設意欲の高揚を図り、もって建設工事の品質及び適正な施工を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に定める建設工事であって、市が発注したものをいう。
- (2) 評定点 北杜市建設工事等成績評定要領（平成17年北杜市訓令第4号）第4条の規定による工事成績評定書の評定点をいう。
- (3) 表彰対象年度 表彰を実施する年度の前年度をいう。

(表彰の対象)

第3条 表彰の対象となる者（以下「表彰対象者」という。）は、表彰対象年度に完了した1件の請負金額が130万円を超える建設工事（以下「対象工事」という。）の受注者であって、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市の区域内に本店を有する者であること。
- (2) 対象工事の請負件数が2件以上であること。

(表彰)

第4条 表彰は、次のいずれにも該当する表彰対象者について、選考のうえ行う。

- (1) 評定点が80点以上であること。
- (2) 建設業の経営が健全で、かつ、他の模範となるものであること。

2 表彰は、同一の表彰対象者に対し、複数年度連続して行うことを妨げない。

(欠格事項)

第5条 前条の規定にかかわらず、表彰対象年度の初日から表彰を実施する日まで

の間において、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、表彰を行わない。

- (1) 表彰対象年度に施工した建設工事において70点未満の評定点がある者
- (2) 北杜市建設工事請負契約に係る指名停止等措置要領（平成26年北杜市告示第96号）の規定に基づく指名停止若しくは警告の措置を受けている、又は受けることが明らかである者
- (3) 建設業法による監督処分を受けている、又は受けることが明らかである者
- (4) その他表彰することが適当でないと市長が認める者

（表彰の方法）

第6条 表彰は、毎年度市長が定める日に表彰状を授与して行う。この場合において、記念品を付与することができる。

（北杜市優良建設工事施工業者表彰審査委員会の設置）

第7条 被表彰者の選考を行うため、北杜市優良建設工事施工業者表彰審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置く。

- 2 審査委員会の委員は、北杜市一般競争入札実施要領（平成20年北杜市告示第33号）第5条第2項に規定する北杜市入札参加資格審査委員会の委員をもって組織する。
- 3 審査委員会に委員長1人及び副委員長1人を置く。
- 4 委員長は、副市長をもって充てる。
- 5 副委員長は、企画部長をもって充てる。
- 6 審査委員会は、表彰に該当すると認められる者を選定したときは、速やかに審査過程及び結果を市長に報告するものとする。

（被表彰者の決定）

第8条 市長は、前条第6項の規定による報告を受けたときは、その内容を勘案し、被表彰者を決定するものとする。

（庶務）

第9条 審査委員会及び表彰に係る庶務は、企画部管財課において処理する。

（その他）

第10条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。